

- * 1 : ①新規に居宅サービス計画を策定した場合
 - ②要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を策定する場合
 - ③要介護状態区分が2区以上変更になった場合
- * 2 : 当該病院又は診療所の職員に必要な情報提供を入院当日中に行った場合
- * 3 : 当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を入院後3日以内に行った場合
(営業時間外や休業日の場合は翌日でも当日扱いとみなされる。)
- * 4 : 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
- * 5 : 末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者
(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
 - ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
 - ・利用者またはその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。
 - ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。
- * 6 : 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
- * 7 : 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を提供し居宅サービス計画の作成等に協力した場合。
- * 8 : 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師、歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合。
- * 9 : 令和8年6月1日より、介護職員等処遇改善加算(サービス費の2.1%)を算定。介護職員などの処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善など、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

☆利用者及び家族へのお願い

入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に必ずお知らせください。

②交通費

前項1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費(実費)が必要です。なお、自動車を使用した場合は1km当たり50円とし、通常の事業の実施地域を越えた地点から指定居宅支援を提供する場合までの往復の距離数にこの金額を乗じた額を徴収します。